

〔沿革〕 平成17年12月例規（警）第49号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり定め、平成15年7月18日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

鑑識鑑定官指定制度実施要領

第1 目的

刑事部鑑識課（以下「鑑識課」という。）の職員のうち、本部長が鑑定を行う能力を有すると認められた者を鑑識鑑定官に指定することにより、職責の自覚と士気の高揚を図り、もって鑑識資料の対照、鑑定又は検査（以下「鑑定等」という。）の技術を向上させ、鑑定業務を的確に処理することを目的とする。

第2 鑑識鑑定官の種別等

1 鑑識鑑定官の種別

鑑識鑑定官の種別は、主任鑑定官及び鑑定官とする。

2 鑑定分野の区分

鑑定分野を指紋鑑識、足こん跡鑑識及び写真鑑識に区分する。

第3 鑑識鑑定官の任務

鑑識鑑定官は、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）の命を受け、次の任務に当たるものとする。

- 1 指紋、足こん跡及び写真の鑑定等を行い、当該鑑定等に係る鑑定書を作成すること。
- 2 自らが作成した鑑定書に関し、公判廷での対応を行うこと。
- 3 鑑定等の技能の向上に努めるとともに、後継者の育成及び鑑識業務に従事する職員に対する知識・技術に関する指導教養を行うこと。

第4 鑑識鑑定官の指定等

1 指定

- (1) 鑑識課長は、所属職員の中から、次の基準のいずれかに該当するものを、鑑識鑑定官として鑑識鑑定官指定（解除）上申書（別記様式第1号）により、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して本部長に上申するものとする。

ア 主任鑑定官の選考基準

- (ア) 現に鑑定業務に従事し、鑑定官の経験を通算して5年以上有し、かつ、警部以上の階級にある警察官又は同相当職以上の一般職員
- (イ) 現に鑑定業務に従事し、鑑定官の経験を通算して5年以上有し、かつ、警察庁法科学研修所鑑定技術専攻科の課程を修了した者又は当該課程を修了した者と同等の知識及び技能を有している者

イ 鑑定官の選考基準

- (ア) 現に鑑定業務に従事し、鑑定業務の経験を通算して5年以上有し、かつ、巡査部長以上の階級にある警察官又は同相当職以上の一般職員
- (イ) 現に鑑定業務に従事し、鑑定業務の経験を通算して5年以上有し、かつ、警察庁法科学研修所鑑定技術現任科の課程を修了した者又は当該課程を修了した者と同等の知識及び技能を有している者

- (2) 本部長は、鑑識課長の上申に基づき適任と認めるときは、別に定めるところにより、鑑識鑑定官に指定するものとする。

2 指定の解除

- (1) 鑑識課長は、鑑識鑑定官が長期疾病、心身の故障等によりその任務が遂行できないと認めるときは、その旨警務課長を経由して本部長に上申しなければならない。

- (2) 本部長は、前記(1)の上申により鑑識鑑定官の指定を解除するときは、別に定めるところにより行うものとする。
- (3) 鑑識鑑定官の指定の解除は、前記(1)及び(2)によるもののほか、鑑識鑑定官が人事異動等により所属及び分掌に異動を生じたとき又は退職したときには、当該鑑識鑑定官の指定を解除したものとみなす。
- (4) 鑑識鑑定官は、前記(1)から(3)までにより指定解除された後においても、自らが作成した鑑定書に関し、前記第3の2の任務に当たらなければならない。

第5 鑑識課長の責務

- 1 鑑識課長は、鑑識鑑定官に対し鑑定等の知識・技術の向上及び公判廷での対応に関する指導教養に努めるものとする。
- 2 鑑識課長は、鑑識鑑定官指定簿(別記様式第2号)を備え付け、鑑識鑑定官の指定及び解除の経過を明らかにしておくものとする。

以下様式省略